

— 消費税改正に伴う料金改定のお知らせ —

令和元年10月1日の消費税率改正に伴う診療報酬改定に伴い、保険診療にかかる患者さまの一部負担金額が変更となります。

また、あわせて保険外負担料金（文書料や個室使用料）を下記のとおり改定いたします。

何卒ご理解たまわりますようお願い申し上げます。

（１）個室使用料

種 別		改定前(1日につき)	改定後(1日につき)
1人室	普通	3,240円	3,300円
2人室		1,080円	1,100円

（２）文書料

文書の種類		改定前(1通につき)	改定後(1通につき)
診療費の明細に関する証明書	証明期間が12月を超えないもの	3,240円	3,300円
	証明期間が12月を超えるもの	12月までごとに540円を加算	12月までごとに550円を加算
事務証明書		1,620円	1,650円
入院・通院に係る診断書及び証明書	治療経過の記載のないもの	2,160円	3,300円
	治療経過の記載のあるもの	(障害の状態記載なし)	(障害の状態記載なし)
		5,400円	5,500円
	(障害の状態記載あり)	(障害の状態記載あり)	
	8,640円	8,800円	
身体障害者診断書		5,400円	5,500円
特定疾患診断書		2,160円	3,300円
健康診断書		2,160円	3,300円
特殊証明書		8,640円	8,800円

死亡診断書	保険金等の請求等に係るものを除く	5,400円 (2通目からは) 3,240円	5,500円 (2通目からは) 3,300円
	保険金等の請求等に係るものに限る	8,640円	8,800円
死体検案書		5,400円 (2通目からは) 3,240円	5,500円 (2通目からは) 3,300円
要介護認定等の手続に要する主治の医師の意見書及び診断書	新規申請に係るもの	(入院者) 4,320円	(入院者) 4,400円
		(入院者以外) 5,400円	(入院者以外) 5,500円
	更新又は区分の変更に係るもの	(入院者) 3,240円	(入院者) 3,300円
		(入院者以外) 4,320円	(入院者以外) 4,400円

※文書料については、文書をお渡しした時点で精算となりますので、9月以前に申し込みをされても、お渡しが10月となった場合は、改定後の料金となります。

※診断書等を外国文により作成した場合には、2,200円を加算した額となります。

(3) その他

死体検案料		21,600円	22,000円
死体処置料		5,400円	5,500円
X線フィルムコピー料	CD-R	1,080円	1,100円
紹介状 (診療情報提供料を算定できないものに限る)		3,240円	3,300円
生命保険等の面談による説明料		8,640円	8,800円
その他面談による説明料		3,240円	3,300円
セカンドオピニオン相談料	1時間まで	16,200円	16,500円
	1時間を超え2時間まで	8,100円	(30分ごと) 8,250円

石巻市立牡鹿病院